

令和 7 年度

高知市介良丙及び五台山の各一部地積測定等委託業務

仕様書

高知市 地籍調査課

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、高知市(以下「甲」という。)が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う地籍調査（FⅡ－2，G工程，地籍図複製）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書、設計書及び次の法令等により行い、疑義を生じた場合には甲と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 基準点測量作業規程準則(昭和61年11月18日総理府令第51号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号 以下「準則」という。)
- (5) 同運用基準(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知 以下「運用基準」という。)
- (6) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)
- (7) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年総理府令第3号)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (9) 同細則(平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (10) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (11) 不動産登記法等関連法規(参考)
- (12) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)

(作業計画)

第3条 乙は、業務着手前に作業実施計画書、着手届、管理技術者届、作業従事者名簿等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。管理技術者については、一般社団法人日本国土調査測量協会が認定する地籍調査管理技術者とする。

- 2 前項の作業実施計画書には、作業の方法、使用機器、作業工程等を記載するものとし、作業従事者名簿には、公益社団法人全国国土調査協会が認定する地籍主任調査員もしくは地籍工程管理士として登録されている者を含むものとする。

(秘密保持)

第4条 業務上知り得た情報については、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、業務上知り得た情報について外部に漏らしてはならない。また、許可なく複写

及び加工してはならない。

- (2) 乙は、個人情報保護法に基づく必要な措置を講じなければならない。

乙は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。

また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、乙は、その検査に先立ち2月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 乙による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

（身分証明書及び土地立ち入り）

第5条 身分証明書及び土地立ち入りについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、土地所有者等の請求があればこれを提示すること。
- (2) 乙が調査のために他人の宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者等、又は既住者にその旨を通知すること。
- (3) 乙は、業務終了後速やかに身分証明書を甲に返納すること。

（使用機器）

第6条 乙が本業務に使用する機器は、運用基準第18条によるものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

（工程管理）

第7条 乙は、本業務における自社点検を、地籍調査事業工程管理及び検査規程に準じて実施しなければならない。

- 2 乙は、毎月の業務の進捗状況を、その月の終了後速やかに報告書により提出しなければならない。
- 3 業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、乙は、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（保安）

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各号により、作業をしなくてはならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官庁と十分な打合せのうえ

施行すること。

- (2) 本業務従事者は、常に言動には注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による内容について速やかに甲に連絡すること。

(貸与資料)

第9条 業務に必要な資料については、次の各号のとおりとする。

- (1) 本業務を実施する上で必要な資料は、甲が乙に貸与するものとする。乙は、貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。
- (2) 本業務が完了するまでに、乙は、貸与資料を速やかに甲に返却しなければならない。

(成果品の品質保証)

第10条 乙は、委託期間終了後においても、成果品に、乙の過失や粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに再調査等を乙の負担により実施すること。

第2章 作業要領

(工程)

第11条 本業務の工程は、FⅡ-2、G工程及び地籍図複製とする。

(作業区域及び作業量)

第12条 本業務の作業区域及び作業量は、次のとおりとする。

- (1) 作業区域 介良丙及び五台山の各一部
(FⅡ-2, G工程, 地籍図複製) $A=0.48\text{ km}^2$

(FⅡ-2工程：原図の作成)

第13条 乙は、本作業を行うにあたっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 地籍図原図については、規定された精度を保持し、十分な耐久性が保証されるよう作成すること。
- (2) 原図、筆界点番号図、地籍図一覧図の用紙は、ポリエステルベース(#300以上)とする。
- (3) 本仕様書及び地籍図の様式を定める省令等に明示されていない事項で疑義が生じたときは、甲と協議のうえ指示を受けるものとする。

(G工程：地積測定)

第14条 乙は、本作業を行うにあたっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 地積測定は、各筆界点の座標値をもとにして、現地座標法により各筆の面積を求積するものとする。

- (2) 地積測定観測計算諸簿には、地番・面積・筆界点番号・筆界点座標・筆界点間の計算辺長・筆界点間の方向角を含めるものとする。ただし、地番のついていない長狭物については、管理番号を付し、他と区別できるようにするものとする。

(地籍図写の複製)

第 15 条 乙は、本作業を行うにあたっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 地籍図写は地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなくかつ鮮明であること。
(2) 地籍図写は、ポリエステルベース（#300 以上）により複製するものとし、十分な耐久性が保証されていること。

(成果品)

第 16 条 乙が本業務で納入する成果品は次のとおりとする。なお、成果品とする電子媒体は、ウィルスチェックを行い納品するものとする。

作業工程	記録及び成果
各単位作業共通	① 工程表 ② 工程検査成績表 ③ その他工程上必要な資料
FⅡ－2 工程 原図の作成	① 筆界点番号図 ② 筆界点成果簿 ③ 地籍図一覧図 ④ 地籍図原図 ⑤ 地籍図明細図(必要な場合)
G 工程 地積測定	① 地積測定成果簿 ② 地積測定観測計算諸簿 ③ 筆界点座標値等の電磁的記録 ④ 精度管理表
地籍図の複製	① 地籍図写(2 部)

(検査)

第 17 条 乙は、甲の行う検査にあたっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 業務完了時、十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、甲の指示があるときは、業務実施中においても検査を受けなければならない。
(2) 屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
(3) 修正箇所がある場合は、速やかに修正を行わなければならない。

(その他)

第 18 条 乙は、本業務を担当する作業従事者については、地域性を熟知し、かつ十分な経験を有した技術者を配属すること。ただし、業務実施中において異動があったときには、ただちにその旨を甲に報告すること。